

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年2月9日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 平成30年度東広島市消防局職員寝具賃貸借（単価契約）   |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290113   |
| (3) 物品委託役務内容    | 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、掛布団・敷布団・毛布・枕・掛布団カバー・敷布団カバー・枕カバーを指令課及び東広島・竹原・大崎上島消防署 計10施設に賃貸借するもの。 |
| (4) 納入・履行期間     | 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 指令課、東広島消防署、竹原消防署及び大崎上島消防署 計10施設  |
| (6) 予定価格        | 非公表  |
| (7) 最低制限価格      | なし   |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札   |
| (9) 入札区分        | 紙入札  |
| (10) 使用する契約約款   | 物品賃貸借契約約款  |
| (11) 契約種別       | 単価契約   |
| (12) 収入印紙       | 不要   |

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>家具・装飾
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「単価契約入札書（平成30年2月9日公告・平成30年度東広島市消防局職員寝具賃貸借（単価契約）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない整数とする。なお、契約単価も同様とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の108分の100に相当する整数の額とする。ただし、当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てるものとする。)を契約単価とする。

(4)「単価×発注予定数量×日数」の欄には、単価と発注予定数量と日数を乗じて計算した額を記載すること。

(5)「入札金額(合計)」の欄には、「単価×発注予定数量×日数」に記載した金額の合計を記載すること。

(6) 落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者(受注予定者)及び貸貸人(リース会社等)の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款(第三者賃貸方式)とする。

#### 4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成30年2月9日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課(契約担当課)で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先(契約担当課)」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年2月9日～ 平成30年3月5日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 同等品確認期間(物品の買入れ及び借入れに限る)		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票(東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得(平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。)別記様式第2号(第4条関係))により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年2月9日～ 平成30年2月19日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式(東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得(平成21年東広島市告示第83号)別記様式第1号(第4条関係))により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 東広島消防署(発注担当課) 東広島市西条町助実1173番地1 電話番号 082-422-6567 /ファックス番号 082-422-8119 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年2月22日～ 平成30年3月5日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年3月1日～ 平成30年3月2日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課(契約担当課) 東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階) 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。(ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。) 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年3月5日 午前10時00分	開札場所 入札室(東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札(1回目)を実施するものとする。再度の入札(1回目)は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札(1回目)を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札(1回目)の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札(2回目)を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料(以下「資格要件確認資料」という。)の提出を求めない。

#### 6 問い合わせ先(契約担当課)

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号(本庁本館4階)  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

# 平成 30 年度東広島市消防局職員寝具賃貸借（単価契約）

## 仕様書

### 1 寝具類 1 組の内訳

内訳	品名	数量	単位	規格
1	掛布団	1	枚	寸法：145 c m×200 c m 表地：綿サテン、綿 100% 裏地：ブロード裏地、綿 100% 中わた：エステル綿 100% 重量：2.0～2.5 k g
2	敷布団	1	枚	寸法：100 c m×200 c m 生地：綿サテン 中わた：エステル 30%、綿 70% 重量：4.9～5.2 k g
3	毛布	1	枚	寸法：145 c m×200 c m 生地：アクリル 100% 重量：1.5～1.7 k g
4	枕	1	個	寸法：35 c m×45 c m 中材：ポリエチレンパイプ入り 100% 中袋：ポリエステル 100% 生地：アクリル 100% 重量：1.5 k g 以上
5	掛布団カバー	1	枚	寸法：145 c m×200 c m 形状等：小判型 素材：ポリエステル 65%綿サテン 35%
6	敷布団カバー	1	枚	寸法：100 c m×200 c m 形状等：ひっかけ式 素材：綿 100%
7	枕カバー	1	枚	寸法：45 c m×70 c m 形状等：封筒式 素材：綿 100%

※上記規格・機能を満たすものであればメーカー・品番を問わない。  
(規格を満たしているかどうかの事前確認・同等品規格確認は受け付けない。)

### 2 取付け・設置・調整等

- (1) 物品の運搬・搬入に関する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 寝具類の交換及び洗濯の基準は次のとおりとし、賃貸人は平成 30 年 3 月末までに年間配布予定表を作成し、賃借人に提出すること。

品名	交換頻度	洗濯、補修等の基準
掛布団、敷布団、枕、毛布	4 月及び 10 月に交換	掛布団は丸洗いすること。 敷布団は、打ち替えすること。
掛布団カバー、敷布団カバー、枕カバー	月 1 回交換 (大崎上島消防署分は竹原消防署へ配布する)	洗濯及びアイロン仕上げすること。 破れ、解れについては、補修すること。

### 3 発注予定組数及び物品納入場所

納入場所	発注予定数量	住所
東広島市消防局指令課	18組	東広島市西条町助実1173番地1
東広島消防署本署	54組	
東広島消防署西分署	32組	東広島市八本松西五丁目1番6号
東広島消防署南分署	20組	東広島市黒瀬町大多田1496番地5
東広島消防署北分署	20組	東広島市豊栄町乃美1118番地3
東広島消防署東分署	20組	東広島市河内町入野2076番地1
東広島消防署安芸津分署	20組	東広島市安芸津町三津4711番地1
竹原消防署本署	30組	竹原市中央四丁目13番1号
竹原消防署忠海分署	10組	竹原市忠海中町二丁目25番1号
大崎上島消防署本署	20組	豊田郡大崎上島町東野4154番地1
合計	244組	

※ 上記、発注予定数量は、この数量の発注を保証するものではなく、発注予定数量を上限とし、下限はその8割とする。

※ この下限を下回るときは、賃貸人と賃借人が契約金額について、協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

### 4 賃貸借期間

平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで（12か月）

### 5 賃借料の支払い

(1) 賃借料は、寝具類1組1日あたりの単価（引渡し取引に係る経費を含む）に賃借日数及び賃借日数あたりの発注数量（組数）を乗じた額に、当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額とする。（代金に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）

なお、単価は、消費税に係る課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含まない整数の額とし、消費税に係る免税事業者にあつては、契約希望単価の108分の100に相当する整数の額とする。

(2) 賃貸人は、月ごとに賃借料を計算し、その翌月に賃借人に対して代金の支払いを請求することとする。

請求書には、○/84回目のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払いに当たるかを明記し、納入場所、賃借した寝具類の組数、契約単価（税抜）及びその合計金額、消費税に係る課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額を記載した請求内訳書を添付することとする。

と。

- (3) 請求書の送付先は東広島市消防局指令課、東広島消防署本署、竹原消防署本署、大崎上島消防署とすること。なお、東広島消防署本署には、東広島消防署本署、西分署、南分署、北分署、東分署、安芸津分署分の内訳を添付した請求書を、竹原消防署本署には竹原消防署本署、忠海分署分の内訳を添付した請求書を送付すること。

## 6 その他

- (1) 寝具類は、賃貸借期間の初日に3の各納入場所へ直接送り届けることとする。なお、賃貸借期間の初日に各納入場所へ納入する数量（組数）は、平成30年3月23日（金）までに賃借人から賃貸人へ連絡するものとする。
- (2) 各納入場所において賃借する寝具類の数量（組数）に増減が生じた場合は、寝具類配達予定日の15日前までに賃借人から賃貸人へ連絡するものとし、賃貸人は寝具配達予定日までに搬入及び回収すること。
- (3) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。

## 7 問い合わせ先（発注担当課）

東広島消防署 庶務予防係

電話（082）422－6567（直通）

ファックス（082）422－8119